

**特別支援教育
ハンドブック No. 1
令和3年改訂版**

～特別支援学級・通級による指導を中心に～

令和3年3月
広島県教育委員会

はじめに

平成19年の学校教育法改正により特別支援教育が本格的に開始されてから14年になります。

県内の特別支援学級に在籍する児童生徒数は年々増加しており、平成19年度は小学校1,953名、中学校780名、計2,733名であったのに対して、令和2年度は小学校（義務教育学校前期課程含む、以下同じ）6,074名、中学校（義務教育学校後期課程含む、以下同じ）1,824名、計7,898名と、約2.9倍になりました。また、通級による指導を受けている児童生徒数は、平成19年度は小学校681名、中学校3名、計684名だったのが、令和2年度には小学校2,296名、中学校200名、高等学校15名、計2,511名と、約3.7倍となり、小・中学校における特別支援教育の充実がますます求められるようになっていきます。

こうした中、本ハンドブックは平成27年に内容を見直し、改訂を行いました。その後、平成29・30年に学習指導要領が改訂されたこと、令和2年に広島県特別支援教育ビジョンを改訂したことなどから、改めて内容を見直し「特別支援教育ハンドブック No.1 令和3年改訂版」として発行することにしました。

本ハンドブックの活用により、本県の特別支援学級及び通級による指導における教育が一層充実することを心から期待しています。

令和3年3月

広島県教育委員会

目 次

- 1 特別支援教育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 特別支援学級の教育課程編成について・・・・・・・・・・ 5
- 3 特別支援学級の教科書の選定及び給与・・・・・・・・・・ 14
- 4 特別支援学級等における指導の工夫・・・・・・・・・・ 17
- 5 通級による指導の教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 6 個別の教育支援計画・個別の指導計画
の作成・活用について・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 7 付録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

1 特別支援教育について

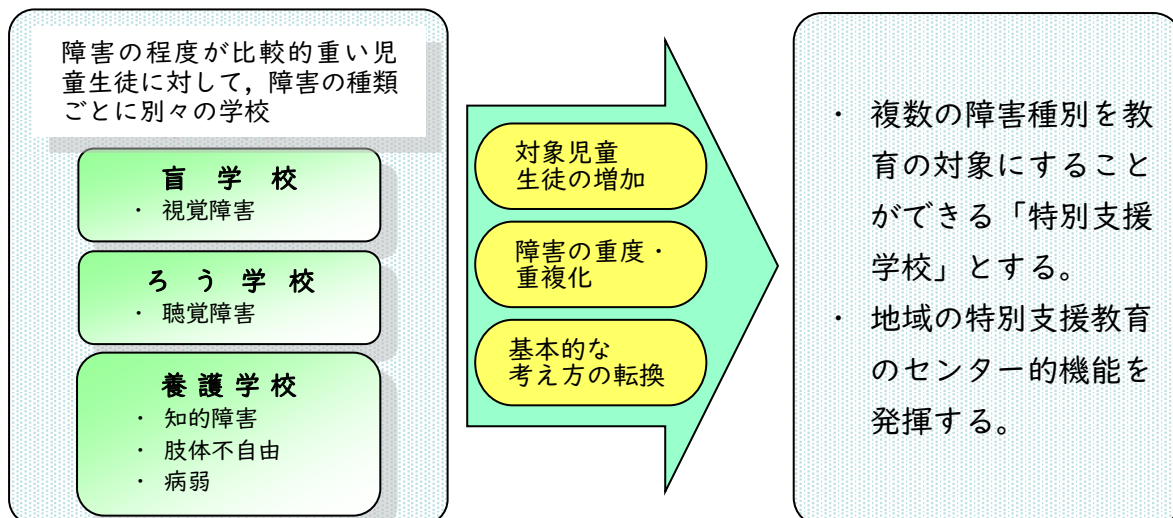
(1) 特殊教育から特別支援教育へ

障害のある子供の教育を巡る状況の変化を踏まえ、中央教育審議会答申等を経て、「学校教育法等の一部を改正する法律（以下、「改正学校教育法」という。）」が平成18年6月21日に公布され、平成19年4月1日から施行されました。このことによって、県内では障害児教育と呼ばれていた特殊教育は特別支援教育に改正されました。

改正学校教育法の施行による具体的な改正内容として、大きく次の3点があります。

- 盲学校、聾学校及び養護学校は、複数の障害種別を教育の対象にすることができる特別支援学校に一本化すること
- 特別支援学校においては、在籍児童生徒等の教育を行うほか、小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育についての助言又は援助を行うよう努めること
- 小・中学校等においては、LD、ADHD等を含む障害のある児童生徒等に対する適切な教育を実施すること

盲・ろう・養護学校から特別支援学校へ

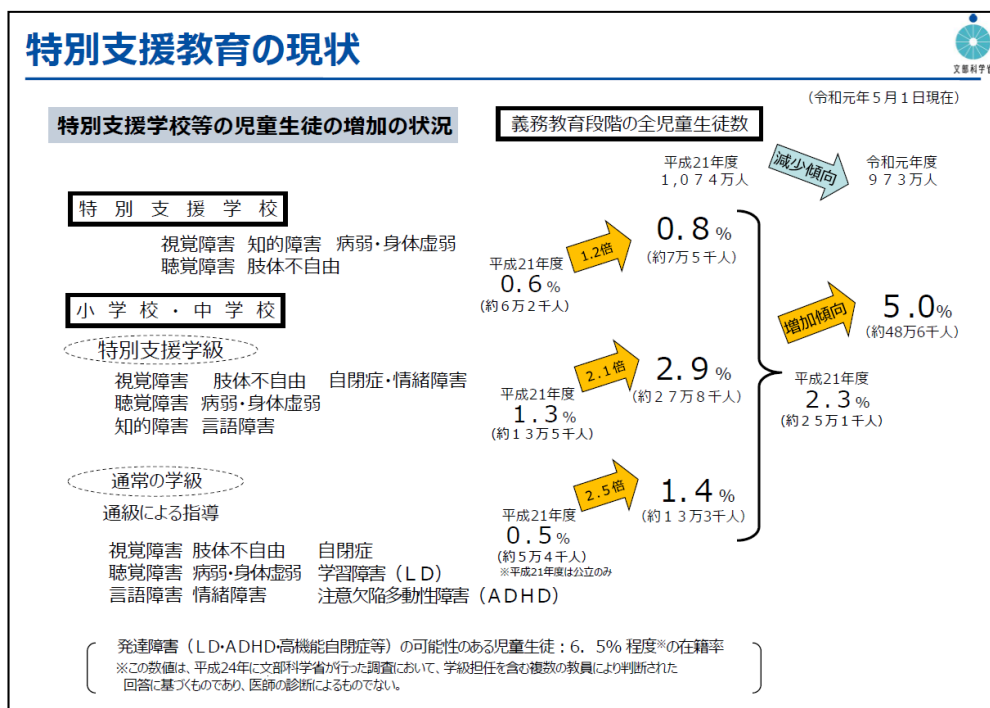


また、特殊学級は特別支援学級になるとともに、盲者・聾者は視覚障害者、聴覚障害者となるなど、用語の改正が行われました。

そして、平成19年4月1日付けで文部科学省初等中等教育局長から「特別支援教育の推進について」が通知され、特別支援教育についての基本的な考え方や留意事項等が示されました。

令和元年5月1日現在の全国の特別支援教育の対象（義務教育段階）は次のようになっています。

特別支援教育の現状



引用：文部科学省(令和3年)「令和2年度都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議資料」

(2) 広島県における特別支援教育の推進

県教育委員会は、平成20年7月に、障害のある幼児児童生徒一人一人の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、広島県における特別支援教育の理念や方針、取り組む内容などを総合的にまとめた広島県特別支援教育ビジョン（以下、「ビジョン」という。）を策定し、諸施策を展開してきました。この間、「障害者の権利に関する条約」の批准や「障害者基本法」の改正、「障害者差別解消法」の制定、「学校教育法施行令」の改正、「学習指導要領」の改訂などが行われ、これまでの取組の成果・課題や社会情勢の変化などを踏まえ、令和2年2月にビジョンを改訂しました。

改訂したビジョンでは、特別支援教育の理念を次のように示しています。

特別支援教育の理念

特別支援教育は、幼児児童生徒の自立や社会参加を図るため、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を改善・克服するよう、適切な指導や必要な支援を行うものです。

また、特別支援教育は、これまでの障害児教育の対象としてきた障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において実施されるものです。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、「障害の有無にかかわらず、県民一人一人が相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現」の基礎となるものであり、現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。

こうした考え方は、障害の有無にかかわらず、幼児児童生徒の確かな学力の向上や豊かな心の育成、さらには、現在の学校教育が抱えているいじめや不登校等を含めた様々な課題の解決にも大いに役立つものと考えます。

広島県教育委員会（令和2年2月改訂）「広島県特別支援教育ビジョン」

さらに、今後の特別支援教育推進方針を次のように示しています。

○ 支援体制の整備

校長のリーダーシップの下、生徒等の多様な教育的ニーズに対応できるよう通常の学級、通級による指導、特別支援学級及び特別支援学校といった多様な学びの場を充実するとともに、校種間の接続及び関係機関等との連携・協働により、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援を行うための切れ目ない支援体制を整備します。

また、障害のある生徒等も障害のない生徒等も、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、生きる力を身に付けられるようにするとともに、多様性を尊重する心を育む取組の充実を図ります。

さらに、特別支援教育が、教職員はもちろんのこと、保護者や県民、企業に広く理解されるよう啓発・広報活動を推進します。

○ 教員の専門性の向上

生徒等の自立や社会参加に向けて、教員が専門性を高め、生徒等一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、生活上や学習上の困難を主体的に改善・克服できるよう、特別支援学校教諭免許状の取得を促進する免許法認定講習や教員長期研修派遣の実施、特別支援教育に関する研修を充実させ、通常の学級を始め、全ての学びの場における指導の充実を図ります。

○ 特別支援学校における教育の充実

生徒等一人一人の障害の特性等に応じた指導及び指導上の配慮の充実を図ります。特に、職業的自立を促進する取組、ICTの活用等の充実を図ります。また、生涯学習への意欲を高めるとともに、重複障害のある生徒等や医療的ケアの必要な生徒等に対するきめ細かい指導の充実を図ります。さらに、全ての特別支援学校がセンター的機能を発揮するなど教育相談体制の充実を図ります。

コラム：特別支援学校のセンター的機能

広島県では、県内すべての特別支援学校がセンター的機能を発揮しています。

特別支援学校のセンター的機能では、小・中学校等の依頼に応じて、特別支援教育に関する研修会の講師を務めたり、個別の指導計画の作成に必要な実態把握や指導の工夫についての助言を行ったりしています。

広島県教育委員会ホームページ「ホットライン教育ひろしま」に掲載している「県立特別支援学校のセンター的機能を実施する地域」で相談できる特別支援学校を確認の上、直接、お問い合わせください。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/07challenge-center-teki-sentateki-eria-html.html>

(3) インクルーシブ教育システムの構築と合理的配慮

① 障害者の権利に関する条約

国においては、平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」(以下、「条約」という。)を平成19年に署名、平成26年に批准しました。

条約の批准に当たっては、障害者基本法の改正や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定等、関連する国内法令の整備が進められました。また、教育分野では、今後の特別支援教育の在り方が中央教育審議会で検討され、平成24年に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」としてまとめられました。

この報告を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに的確に答えるきめ細かな指導を、より一層充実していくことが求められます。

② インクルーシブ教育システム

この報告では、インクルーシブ教育システムを構築するためには、最も本質的な視点として、「それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか」とした上で、障害のある者となない者とは同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子供に対し、自立と社会参加を見据え、その時々で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとしています。その際、小・中学校等の通常の学級、通級による指導及び特別支援学級や、特別支援学校といった、子供たちの多様な教育的ニーズに対応できる連続性のある「多様な学びの場」において、子供一人一人の十分な学びを確保していくことが重要です。

③ 合理的配慮とは

合理的配慮とは、障害のある子供が、他の子供と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものと定義されています。例えば、発達障害等により言葉だけでは内容を理解しにくい子供に対して、具体的・視覚的な伝え方を工夫することがそれに当たります。

合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、多様かつ個別性が高いものであることから、その内容は、個別の教育支援計画に明記し、個別の指導計画にも活用するとともに、十分な教育が提供できているかという観点で定期的に評価することが大切です。

なお、合理的配慮を決定するに当たっては、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先する必要があるかなどについて、学校と本人及び保護者が共通理解を図り、可能な限り、合意形成を図ることが望ましいとされています。また、合理的配慮を検討するに当たっては、個々の子供の実態把握が重要であり、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携が求められます。

参考となる資料・ホームページ

- ・広島県教育委員会(平成28年)「障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島県教育関係職員対応要領」
- ・中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月)
- ・中央教育審議会教育課程部会特別支援教育部会(平成28年8月)「特別支援教育部会における審議の取りまとめ」
- ・国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」
<http://inclusive.nise.go.jp/>

2 特別支援学級の教育課程編成について

(1) 特別支援学級の教育課程について

特別支援学級は小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校前期課程に設置される学級であることから、その教育課程は、基本的には「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」に基づいて編成します。ただし、学校教育法施行規則第138条において、特に必要がある場合は特別の教育課程によることができると規定されています。

特別支援学級の設置について

学校教育法 第81条

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

小学校の教育課程

学校教育法施行規則 第50条

小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科（以下この節において「各教科」という。）、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

中学校の教育課程

学校教育法施行規則 第72条

中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下本章及び第七章中「各教科」という。）、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

特別の教育課程

学校教育法施行規則 第138条

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）及び第百七条（第百七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

(2) 特別支援学級における特別の教育課程編成に係る基本的な考え方

小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の総則に、特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方が示されました。

特別支援学級における特別の教育課程

文部科学省（平成29年）『小学校学習指導要領（平成29年告示）』p.24

第1章第4の2の(1)のイ

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

※中学校学習指導要領にも同様の記載

(ア)において、特別支援学級における特別の教育課程には、自立活動を必ず取り入れることが規定されました。

(イ)において、児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章の第8節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にし、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えたり、学校教育法施行規則第126条の2を参考にし、各教科を、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成することが規定されました。

特別支援学級における特別の教育課程は、知的障害の有無によって大きく異なります。

知的障害のない児童生徒の場合

- ・各教科等の目標・内容
原則、当該学年の目標・内容を指導する。
- ・自立活動を取り入れる。

※必要な場合は、下学年の目標・内容に替えることもできる。

知的障害のある児童生徒の場合

- ・各教科等の目標・内容
障害の程度や学級の実態等を考慮の上で、下学年の目標・内容に替えたり、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えたりする。
- ・指導の形態
特別支援学校（知的障害）の各教科に替えた場合、必要に応じて各教科等を合わせて指導することができる。
- ・自立活動を取り入れる。

これらの特別の教育課程に関する規定を参考にする際には、特別支援学級が小・中学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、小・中学校の目標を達成するため、小学校においては、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項、中学校においては各教科、道徳科及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要があります。

その上で、なぜ、その規定を参考にすることを選択したのか、保護者等に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが大切であり、教育課程を評価し改善する上でも重要です。

重複障害者等に関する教育課程の取扱い

文部科学省（平成 30 年）『特別支援学校幼稚園教育要領 小学部・中学部学習指導要領』pp.75-76

第 1 章総則 第 8 節重複障害者等に関する教育課程の取扱い

- 1 児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。その際、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の当該各学年より後の各学年（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科の当該各段階より後の各段階）又は当該各学部より後の各学部の目標の系統性や内容の関連に留意しなければならない。
 - (1) 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。
 - (2) 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができること。また、道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該各学年より前の学年の内容の一部又は全部によって、替えることができること。
 - (3) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。
 - (4) 中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができること。
 - (5) 中学部の外国語科については、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。
 - (6) 幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。

(3) 実態把握（アセスメント）

実態把握の方法としては、行動観察法、面接法、検査法等の直接的な把握の方法と保護者や本人、関係者からの聞き取り等の間接的な把握の方法があります。実態把握の具体的な内容としては、次のようなものがあります。

- ・病気等の有無や状態
- ・生育歴
- ・基本的な生活習慣
- ・人やものとのかかわり
- ・心理的な安定の状態
- ・コミュニケーションの状態
- ・対人関係や社会性の発達
- ・身体機能、視機能、聴覚機能、知的発達や身体発育の状態
- ・興味・関心
- ・障害の理解に関すること
- ・学習上の配慮事項や学力
- ・特別な施設・設備や補助用具（機器を含む。）の必要性
- ・進路
- ・家庭や地域の環境 等

実態把握に当たっては、幼児児童生徒が困難なことのみに観点にするのではなく、長所や得意としていることも把握することが大切です。

実態把握によって得られた情報が一面的なものであったり、十分でなかったりすると、その後の指導方針が偏り、成果が上がりません。年度当初と年度末の実態把握（年度末は評価）の時期に特別支援学校のセンター的機能を活用するなど、外部の専門家を計画的に活用すると実態把握を深めることができます。実態把握を継続的に行い、指導に生かすようにしましょう。

(4) 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成

実態把握で得た情報をもとに、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成します。

いずれの計画も作成、支援の実施、評価及び見直しに当たっては、保護者の参画、保護者との共通理解が重要です。年度当初（遅くとも5月上旬まで）に作成し、保護者に提示・説明しましょう。また、学校関係者以外の人にも支援内容が理解されるよう、専門用語ばかりでなく、分か

りやすい文言で記載するようにしましょう。

各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画を作成してください。また、各教科の一部又は全部を、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えた場合、特別支援学校（知的障害）の各教科の各段階の目標及び内容を基にして、個別の指導計画に基づき、一人一人の実態等に応じた具体的な指導目標及び指導内容を設定してください。

<個別の教育支援計画>

障害のある幼児児童生徒一人一人に対して、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した支援を効果的に行うための長期的な計画。

<個別の指導計画>

障害のある幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うために教育課程を具体化したものであり、指導目標や指導内容・方法などを盛り込んだ計画。
特別支援学級で作成する場合は、学習面の目標及び内容等を教科・領域別にするなど、日々の指導に活用しやすいものにするよ。

(5) 指導内容の選択・組織

① 自立活動の設定

特別支援学級における特別の教育課程には、自立活動を必ず取り入れます。

自立活動は、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うために、特別支援学校において特に設けられた領域です。具体的な指導内容は6区分27項目に分けて示されています。

自立活動の内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の児童生徒の障害の状態等の的確な把握に基づき、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱うものです。したがって、児童生徒一人一人に個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要があります。

個別の指導計画に基づく自立活動の指導は、個別指導の形態で行われることが多いですが、指導目標を達成する上で効果的である場合には、集団を構成して指導することも考えられます。しかし、自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意しなければなりません。

小学校学習指導要領解説総則編には、自立活動に関する個別の指導計画作成の手順の一例が示されています。この他、自立活動の詳細については、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編を参考にしてください。

個別の指導計画の作成の手順の一例

文部科学省（平成29年）『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編』p.109

（手順の一例）

- a 個々の児童の実態を的確に把握する。
- b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- c 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- d 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章第2の内容から、個々の児童の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。
- e 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

② 各教科の目標と内容を下学年の目標と内容に替える場合

障害の程度や学級の実態に応じて、各教科の目標と内容を下学年の目標と内容に替える場合、小学校の特別支援学級であれば小学校の下学年，中学校の特別支援学級であれば中学校の下学年又は小学校の教科の目標と内容に替えることができます。下学年の目標と内容に替えた場合は下学年の教科書を選定します。なお，教科名を変えることはできません。

<下学年の教科の目標と内容に替えた場合の例>

	学年	教科の目標と内容	留意事項
例1	小学校 第4学年	小学校第4学年の「国語科」の目標と内容を第3学年の「国語科」の目標と内容に替える。	教科書は小学校第3学年の「国語」「書写」（検定済）を選定する。
例2	小学校 第3学年	小学校第3学年の「社会科」「理科」の目標と内容を第2学年の「生活科」の目標と内容に替える。	教科名は「社会科」「理科」のまま，教科書は小学校第2学年「生活」（検定済）を選定する。
例3	中学校 第1学年	中学校第1学年の「数学科」の目標と内容を小学校第5学年の「算数科」の目標と内容に替える。	教科名は「数学科」のまま，教科書は小学校第5学年の「算数」（検定済）を選定する。

なお，小学校第5学年の「家庭科」については，第4学年以下に替えることのできる教科の目標と内容がありません。この場合，第5学年の「家庭科」の内容を工夫して指導し，目標を達成させることとなります。

小学校の「外国語科」については，児童生徒の障害の状態等により特に必要がある場合には，「外国語活動」の目標及び内容の一部を取り入れることができます。また，中学校の「外国語科」についても，小学校の「外国語活動」の目標及び内容の一部を取り入れることができます。なお，小学校第3学年及び第4学年の外国語活動は，教科ではないことから，中学部での外国語科として指導を行う際には，外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることはできませんが，全部を替えることはできないことに留意する必要があります。

こうした規定を適用して，各教科等の目標及び内容を取り扱わなかったり，替えたりすることについては，その後の児童生徒の学習の在り方を大きく左右するため，慎重に検討を進めなければなりません。特に，取り扱わない内容については，後の学年又は学部の学習，進路の選択等に影響を及ぼすこともあるため，内容を取り扱わないことを適用することは必要最小限にとどめるなど，慎重な対応が求められます。

重複障害者等に関する教育課程の取扱い

文部科学省（平成30年）『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）』p. 337 第2章第8節

上記（1）から（6）までの規定を適用する際には，取り扱わなかったり，替えたりした事項を学年進行とともに，どのように事後措置するかを十分考慮して，第1章総則第3節の3の（3）に規定する調和のとれた具体的な指導計画を作成することが必要である。特に，系統的な学習を主とする場合には，教材の精選や指導の一貫性に留意するなど，より一層慎重な取扱いが必要である。

ただし，「事後措置を十分に考慮する」とあるように，特に，取り扱わない内容については，後の学年又は学部の学習に影響を及ぼすこともあるため，内容を取り扱わないことを適用することは必要最小限にとどめるなど，慎重な対応が求められる。

③ 特別支援学校（知的障害）の各教科に替える場合

特別支援学校（知的障害）の各教科に替える場合は、知的障害のある児童生徒の学習上の特性や特別支援学校（知的障害）の教育課程の特徴、各教科の意義、目標、内容、指導形態等を十分理解した上で実施しなければなりません。

知的障害のある児童生徒の学習上の特性

文部科学省（平成30年）『特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）』p. 26

第4章第2節「Ⅰ 知的障害のある児童生徒の学習上の特性等」

知的障害のある児童生徒の学習上の特性としては、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場面の中で生かすことが難しいことが挙げられる。そのため、実際の生活場面に即しながら、繰り返し学習することにより、必要な知識や技能等を身に付けられるようにする継続的、段階的な指導が重要となる。児童生徒が一度身に付けた知識や技能等は、着実に実行されることが多い。

また、成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことが多い。そのため、学習の過程では、児童生徒が頑張っているところやできたところを細かく認めたり、称賛したりすることで、児童生徒の自信や主体的に取り組む意欲を育むことが重要となる。

更に、抽象的な内容の指導よりも、実際の生活場面の中で、具体的に思考や判断、表現できるようにする指導が効果的である。

知的障害のある児童生徒の教育的対応の基本

文部科学省（平成30年）『特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）』p. 27

- (1) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第3節の3の(1)のク及び(3)のアの(オ)に示すとおり、児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を考慮して教育的ニーズを的確に捉え、育成を目指す資質・能力を明確にし、指導目標を設定するとともに、指導内容のより一層の具体化を図る。
- (2) 望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣や学びに向かう力が身に付くよう指導する。
- (3) 職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能、態度及び人間性等が育つよう指導する。その際に、多様な進路や将来の生活について関わりのある指導内容を組織する。
- (4) 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導するとともに、よりよく生活を工夫していこうとする意欲が育つよう指導する。
- (5) 自発的な活動を大切に、主体的な活動を促すようにしながら、課題を解決しようとする思考力、判断力、表現力等を育むよう指導する。
- (6) 児童生徒が、自ら見通しをもって主体的に行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活を送れるようにする。
- (7) 生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際の状況下で指導するとともに、できる限り児童生徒の成功経験を豊富にする。
- (8) 児童生徒の興味や関心、得意な面に着目し、教材・教具、補助用具やジグ等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。
- (9) 児童生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるようにするとともに、活動後には充実感や達成感、自己肯定感が得られるように指導する。
- (10) 児童生徒一人一人の発達の側面に着目し、意欲や意思、情緒の不安定さなどの課題に応じるとともに、児童生徒の生活年齢に即した指導を徹底する。

特別支援学校(知的障害)の小学部及び中学部の各教科等については、知的障害の特徴及び適応行動の困難さ等を踏まえ、その種類が規定されています(次表を参照)。

＜小・中学校の各教科等と特別支援学校（知的障害）の小・中学部の各教科等＞

小学校	小学部	中学校	中学部
国語 社会 算数 理科 生活 音楽 図画工作 家庭 体育 外国語 特別の教科 道徳 外国語活動 総合的な学習の時間 特別活動	生活 国語 算数 音楽 図画工作 体育 特別の教科 道徳 外国語活動※ 特別活動 自立活動 ※外国語活動は必要に応じて設けることができる。	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術・家庭 外国語 特別の教科 道徳 総合的な学習の時間 特別活動	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 職業・家庭 外国語※ 特別の教科 道徳 総合的な学習の時間 特別活動 自立活動 ※外国語は生徒の実態等を考慮して設けることができる。

(ア) 特別支援学校（知的障害）における指導の形態

特別支援学校（知的障害）においては、児童生徒の知的障害の状態等に即した指導を進めるため、「教科別に指導を行う場合」、「道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合」の他に、各教科等を合わせて指導を行う場合があります。

(イ) 教科別に指導を行う場合

教科別の指導を計画するに当たっては、一人一人の児童生徒の興味や関心、生活年齢、学習状況や経験等を十分に考慮することが大切です。また、指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領における各教科の目標及び段階の目標を踏まえ、児童生徒に対しどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、指導を創意工夫する必要があります。その際、生活に即した活動を十分に取り入れつつ学んでいることの目的や意義が理解できるよう段階的に指導する必要があります。

教科別の指導を一斉授業の形態で進める際は、児童生徒の個人差が大きい場合もあるので、それぞれの教科の特質や指導内容に応じて、更に小集団を編成し個別的な手立てを講じるなどして、個に応じた指導を徹底する必要があります。

(ウ) 道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合

道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小・中学校に準ずることとなっています。指導に当たっては、個々の児童生徒の興味や関心、生活に結び付いた具体的な題材を設定し、実際的な活動を取り入れたり、視聴覚機器を活用したりするなどの一層の工夫を行い、児童生徒の生活や学習の文脈を十分に踏まえた上で、道徳的実践力を身に付けるようにすることが大切です。

外国語活動の指導に当たっては、第3学年以降の児童を対象とし、国語科の3段階の目標

及び内容との関連を図ることが大切です。その際、個々の児童の興味や関心、生活に結び付いた具体的な題材を設定し、児童の発達の段階に考慮した内容を工夫するなどしていきます。

特別活動の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについても、小・中学校に準ずることとなっています。特別活動の指導に当たっては、個々の児童生徒の実態、特に学習上の特性等を十分に考慮し、適切に創意工夫する必要があります。計画に当たっては、集団構成の工夫や、交流及び共同学習を積極的に設けるなどの配慮が大切です。

(エ) 各教科等を合わせて指導を行う場合（各教科等を合わせた指導）

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきており、それらは「各教科等を合わせた指導」と呼ばれています。

特別支援学級においても、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えた場合に、効果的な指導の形態として行われています。

各教科等を合わせた指導では、例えば、生活上の課題の解決を図る生活単元学習の「カレーを作ろう」という単元を設定した場合、「材料や道具の名前を読む、書く、話す」といった国語科の内容や、「買い物でお金を扱う」といった算数科の内容、「買い物をする店までの安全な移動、交通ルールを理解」といった生活科の内容を、一連の生活体験の中で必然性、必要性を伴った学習として指導することができます。

各教科等を合わせた指導

学校教育法施行規則 第130条

- 2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳（特別支援学校の高等部にあつては、前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道徳）、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

各教科等を合わせて指導を行う際には、各教科、道徳科、特別活動のそれぞれの目標及び内容を基にして、それらの目標の系統性や内容の関連性に十分配慮しながら、指導目標、指導内容、指導の順序、指導の時間配当等を十分に明らかにした上で、適切に年間指導計画等を作成する必要があります。その際、個々の児童生徒に必要な自立活動の指導目標及び指導内容との関連性にも十分留意することが必要です。

(6) 授業時数の設定

特別支援学校の授業時数は、小・中学校の総授業時数や各教科等の標準時数を参考に、適切に授業時数を設定することとされています。特別支援学級においても、当該学年の総授業時数や各教科等の標準時数を踏まえ、児童生徒の実態等に応じて設定します。

自立活動の時間に充てる授業時数は、個々の児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段

階等に応じて適切に設定される必要があります。このため、各学年における自立活動に充てる授業時数については、一律に標準としては示されておらず、各学校が実態に応じて適切に設定します。

各教科等を合わせて指導を行う場合には、取り扱われる教科等の内容を基に、児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定し、指導内容に適した時数を配当するようすることが大切です。その際、指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科等を教科等別に指導する場合の授業時数の合計と概ね一致するように計画する必要があります。

授業時数の設定に当たっては、障害のある児童生徒の負担になったり、一部の教科に偏ったりすることのないよう、教育目標の達成を目指して工夫することが必要です。

(7) 交流及び共同学習について

「交流及び共同学習」は相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があることから、指導に当たっては特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒が豊かな人間性を育むことと、教科等のねらいを達成することを両立させる必要があります。

交流及び共同学習を実施するためには、特別支援学級担任と通常の学級の担任や教科担当等が十分に連絡を取り合い、計画的、組織的に行うことが重要です。

交流及び共同学習について

文部科学省（平成29年）『小学校学習指導要領解説総則編』東洋館出版社pp.126-127

第3章5 学校相互間の連携や交流（第1章第5の2のイ）

イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

（中略）

障害者基本法第16条第3項にも規定するとおり、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、児童が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。特別支援学校との交流の内容としては、例えば、学校行事や学習を中心に活動を共にする直接的な交流及び共同学習のほか、文通や作品の交換といった間接的な交流及び共同学習が考えられる。なお、交流及び共同学習の実施に当たっては、双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある幼児児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、組織的に計画的、継続的な交流及び共同学習を実施することが大切である。

また、特別支援学級の児童との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、双方の児童の教育的ニーズを十分に把握し、校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定することなどが大切である。

※中学校学習指導要領解説総則編にも同様に示されている。

文部科学省（平成30年）『特別支援学校学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）』p.301

第2章第6節

2 家庭や地域社会との連携並びに学校間の連携や交流及び共同学習

(2) 学校相互間の連携や交流

（中略）障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒が一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。したがって、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要がある。

3 特別支援学級の教科書の選定及び給与

(1) 特別支援学級の教科書について

特別支援学級において、文部科学大臣の検定を経た教科書（以下「検定済教科書」という。）を使用することが適当でない場合は、文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）及び学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（以下「一般図書」という。）を使用することができます。

<児童生徒の実態と教育課程及び教科書の例>

児童生徒の実態	教育課程	教科書
当該学年の目標と内容が適している	当該学年の各教科の目標と内容	当該学年の検定済教科書
下学年の各教科の目標と内容が適している	各教科の目標と内容を下学年の各教科の目標と内容に替えている	下学年の検定済教科書
特別支援学校（知的障害）の各教科の目標と内容が適している	各教科を特別支援学校（知的障害）の各教科に替えている	著作教科書（特別支援学校知的障害者用）…小学部用（国語，算数，音楽）中学部用（国語，数学，音楽）
		一般図書（主に市販の絵本等）

特別支援学級の教科書

学校教育法施行規則第139条

前条の規定により特別の教育課程による特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

2 第五十六条の五の規定は、学校教育法附則第九条第二項において準用する同法第三十四条第二項又は第三項の規定により前項の他の適切な教科用図書に代えて使用する教材について準用する。

特別支援学級の教科書（一般図書）

学校教育法附則第9条

高等学校，中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間，第三十四条第一項（第四十九条，第四十九条の八，第六十二条，第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，文部科学大臣の定めるところにより，第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

2 第三十四条第二項及び第三項の規定は，前項の規定により使用する教科用図書について準用する。

(2) 下学年の検定済教科書を使用する場合について

下学年の検定済教科書の使用に当たっては，中学校の特別支援学級において小学校用の検定済教科書を使用する場合を含め，当該採択地区内の小学校又は中学校で使用している教科書と同一の教科書を使用します。

(3) 著作教科書を使用する場合について

著作教科書には特別支援学校視覚障害者用，特別支援学校聴覚障害者用，特別支援学校知的障害者用があります。

著作教科書（特別支援学校知的障害者用）の小学部用は，国語，算数，音楽の3教科で，それぞれ段階別（☆が小学部1段階，☆☆が2段階，☆☆☆が3段階に対応）になっています。小学部第1学年から第6学年の間に児童の障害の程度に即した教育課程に適合するよう使用し，使用開始学年及び使用年数は指定されていません。1冊の教科書を1学年以上に渡って使用しますが，「さんすう☆☆」は分冊の（1）（2）を同時に選定し，同時に給与します。

著作教科書（特別支援学校知的障害者用）の中学部用は，国語，数学，音楽の3教科で，それぞれ段階別（☆☆☆☆が中学部1段階，☆☆☆☆☆が2段階に対応）に分かれています。第1学年から第3学年の間に生徒の障害の程度に即した教育課程に適合するよう使用し，使用開始学年及び使用年数は指定されていませんが，1冊を1学年以上にわたって使用します。

なお，小学校の特別支援学級で著作教科書（特別支援学校知的障害者用）☆☆☆を使用した後は，☆☆☆☆，☆☆☆☆☆を選定するのではなく，下学年の検定済教科書や絵本等の一般図書の使用を検討してください。

(4) 一般図書を使用する場合について

一般図書の主なものとしては，市販の絵本等があります。

一般図書は基本的に一つの教科について1冊を1学年以上使用することとし，毎年，異なる教科書を選定することができます。教科によっては一度に複数冊（点）の教科書を選定する場合がありますので注意してください。

<特別支援学校（知的障害）小学部生活科の教科書給与>

（地図を第3学年で給与する場合）

学年	選定・給与する冊数	備考
第1学年	1種類1冊	<ul style="list-style-type: none"> ・第3学年で「地図」を給与した場合，第4学年で給与できる冊数は2種類2冊まで。 ・給与した「地図」は，その後の学年での選定・給与冊数外として，第6学年まで継続使用する。
第2学年	2種類2冊まで	
第3学年	地図+2種類2冊まで	
第4学年	2種類2冊まで	
第5・6学年	3種類3冊まで	
合計冊数	どの場合も14種類14冊まで	

（地図を第4学年以降で給与する場合）

学年	選定・給与する冊数	備考
第1学年	1種類1冊	<ul style="list-style-type: none"> ・第4学年以降で「地図」を含めることができる。 ・給与した「地図」は，その後の学年での選定・給与冊数外として，第6学年まで継続使用する。
第2・3学年	2種類2冊まで	
第4～6学年	3種類3冊まで	
合計冊数	どの場合も14種類14冊まで	

参考：広島県教育委員会（令和元年）「特別支援学校（知的障害）小学部生活科の教科書給与について（通知）」

＜一般図書の給与形態＞

教科等名		選定・給与する冊数	備考
小学部	体育	第3～6学年 保健として1種類1冊	
中学部	社会	第1～3学年 1種類1冊	
	地図	第1学年以降に1種類1冊	給与した地図は、第3学年まで継続使用する。
	理科	第1～3学年 1種類1冊	
	職業・家庭	第1～3学年 1種類1冊	
	保健体育	第1～3学年 1種類1冊	

(5) 「特別の教科 道徳」の教科書について

「特別の教科 道徳」の教科書は、他の教科と同様に、当該児童生徒の障害の程度に即した教育課程に適合する教科書を選定します。すなわち、当該学年の目標・内容の学習が適当な実態であれば当該学年の検定済教科書、下学年の目標・内容に替えることが適当な実態であれば下学年の検定済教科書、検定済教科書の使用が適当でない場合は一般図書を選定します。

知的障害のある児童生徒で、「特別の教科 道徳」の一部又は全部を、他の教科等と合わせて指導（生活単元学習や日常生活の指導、作業学習等）している場合も、道徳の教科書を選定し、給与してください。

(6) 外国語科（英語）の教科書について

小学校の外国語科、知的障害特別支援学校小学部の外国語活動が実施されることにより、小学校（義務教育学校前期課程を含む。以下同じ。）特別支援学級の外国語科の教科書給与等については、次の点に留意して、適切に行ってください。

外国語科の教科書給与等についての留意点

広島県教育委員会（令和2年）「小学校特別支援学級の外国語科の教科書給与等について（事務連絡）」

【留意事項】

- ① 小学校特別支援学級において、教育課程に外国語科を位置付けている場合は、小学校外国語科の検定済教科書を給与すること。
- ② 小学校特別支援学級において、教育課程に外国語科を位置付けていない場合は、外国語科の教科書を給与することはできないこと。
- ③ 小学校特別支援学級において、外国語活動を教育課程に位置付けている場合、外国語活動は教科ではないため、教科書を給与することはできないこと。
- ④ ①について、特別な理由により検定済教科書の使用が適切でない場合、一般図書を使用することができるが、その場合は、検定済教科書の使用が適切でない理由を明確にするとともに、使用する一般図書が小学校学習指導要領の目標・内容に則り、教科の主たる教材として使用するに適した図書であるか、慎重に検討すること。

(7) 特定教科書等について

教科用特定教科書等は文字、図形等を拡大して教科書を複製した図書（拡大教科書）、点字により教科書を複製した図書（点字教科書）、その他障害のある児童生徒用に作成した教材で教科書に代えて使用できるものをいいます。

使用を検討する際は市町教育委員会に相談の上、広島中央特別支援学校のセンター的機能を活用したり、県教育委員会の拡大教科書相談窓口にご相談したりするなどして、的確な実態把握に基づいた選定を行ってください。

4 特別支援学級における指導の工夫

(1) 障害特性に応じた指導

各教科等の指導に当たっては発達段階や生活年齢への配慮，障害の状態や特性等を十分に考慮しながら指導することが必要です。

個別の指導計画に基づき，特別支援学校学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部），同各教科等編（小学部・中学部），同自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）を参考にして，適切な指導を行いましょう。

指導に当たっては，教育センターに相談したり，特別支援学校のセンター的機能を活用したりすることが有効です。

また，キャリア教育の視点から教育内容や指導方法を考える場合は，特別支援学校の公開授業研究会等に参加して，担当する児童生徒の学年よりも上学年の指導を参観することもよいでしょう。

特別支援学級等における指導については，広島県教育委員会「障害のある子供と保護者のための教育支援ガイドブック」も参考にしてください。

※ダウンロードはこちらから

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/07challenge-23guidebook-soudan23.html>

(2) 特別支援学級における指導の例

ア 弱視特別支援学級

弱視の子供の見やすい学習環境を整えるとともに，例えば，保有する視力を最大限に活用できるようにするための特別の指導や配慮をしながら各教科等の指導を行っている。具体的な学習環境としては，教室の全体照明や机上照明を整えて一人一人にあった照度を調整する，直射日光を避けたり教室の照度を調節したりするためのカーテン等を設置する，楽な姿勢で読書や作業を行うことのできる机や書見台を整備する，反射光によるまぶしさをおさえることができる黒板を設置する等がある。

イ 難聴特別支援学級

聴覚に障害のある子供に対しては，保有する聴覚を活用すること，音声言語の受容と表出及び多様なコミュニケーション手段に関すること，子供の具体的な経験等に照らし合わせて，言語の意味理解を促進し，思考へと発展させること，読書の拡充などの言語概念の形成に関すること，人間関係の拡充，常識の補充に関することといった指導内容がある。

また，中学校の段階では，小学校の段階に加えて，障害の自覚や心理的な諸問題に関すること，進路に関することといった指導内容が必要である。

ウ 知的障害特別支援学級

小学校の知的障害特別支援学級では，心身の諸機能の調和的発達，基本的生活習慣の確立，日常生活に必要な基礎的な知識，技能及び態度の習得，集団生活への参加と社会生活の理解などを目標としている。

中学校の知的障害特別支援学級では，小学校における目標を十分に達成するとともに，日常の経済生活についての関心を深め，将来の職業生活や家庭生活に必要な知識，技能及び態度を身に付けることなどを目標としている。

知的障害特別支援学級においても、教科別の指導のほか、各教科等を合わせた指導を取り入れている。

なお、小学校及び中学校のいずれの知的障害特別支援学級においても、通常の学級の子供と活動を共にする機会を設け、集団生活への参加を促し、相互理解を深めるようにしている。

エ 肢体不自由特別支援学級

肢体不自由のある子供の指導内容の選択に当たっては、「生活経験の拡大」「表出・表現する力の育成」「認知や概念の形成」「感覚・知覚の発達」「姿勢づくり（ポジショニング）」「医療的なニーズへの対応」「障害の理解」といった内容がポイントとなる。

指導に当たっては、子供の個人差を考慮し、個別指導やグループ指導といった授業形態を積極的に取り入れたり、教材・教具の開発・工夫を行ったりするなどの配慮を行っている。さらに、個々の子供の障害の状態や学習状況等に応じて、通常の学級の子供と交流及び共同学習を行い、教科学習を効果的に進めたり、社会性や集団への参加能力を高めたりするための指導にも配慮している。

オ 病弱・身体虚弱特別支援学級

病院内の病弱・身体虚弱特別支援学級では、健康の回復・改善等を図るための指導も行われている。また、各教科の指導に当たっては、入院や治療のために学習空白となっている実態を把握し、必要に応じて指導内容を精選して指導する、身体活動や体験的な活動を伴う学習に当たっては、工夫された教材・教具などを用いて指導の効果を高めるといった配慮が求められる。

小中学校内に設けられた病弱・身体虚弱特別支援学級では、通常の学級とほぼ同様の授業内容、授業時数による指導が行われており、それに加え、自立活動として健康状態の維持、回復・改善や体力の回復・向上を図るための指導も行われている。

カ 自閉症・情緒障害特別支援学級

自閉症・情緒障害特別支援学級では、人とのかかわりを円滑にし、生活する力を育てることを目標に指導を進めている。

特に、自閉症やそれに類するものと、主として心理的な要因の関与が大きい場合とでは、それぞれの原因が異なるため、指導内容・方法、学習環境の調整の仕方が大きく異なる。

【自閉症に対応した指導内容例】

- ・日常生活の技能を身に付けるための指導
- ・運動機能、感覚機能を高めるための指導
- ・言葉の内容を理解するための指導
- ・人とのかかわりを深めるための指導

【情緒障害に対応した指導内容例】

- ・日常生活習慣の形成のための指導
- ・人とのかかわりを深めるための指導

参考：文部科学省（平成 25 年）「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」

5 通級による指導の教育課程

(1) 通級による指導とは

通級による指導は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の通常の学級に在籍し、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などのある児童生徒を対象として、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障害に基づく学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態です。

通級による指導の対象と障害の程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

一般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

参考：文部科学省（平成 25 年）「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」

(2) 特別の教育課程について

通級による指導は、障害に応じた特別の指導を小・中学校等の通常の教育課程に加え、又はその一部に替えて行うもので、通級による指導を受ける児童生徒については、特別の教育課程を編成する必要があります。また、他校で通級による指導（いわゆる「他校通級」）を受けた場合は、在籍する小・中学校等の教育課程に係る授業とみなすことができます。

「みなし」の規定

学校教育法施行規則第 141 条

前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

(3) 指導内容について

障害に応じた特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することを目的とする指導、すなわち特別支援学校の自立活動に相当する指導です。

特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができることとされていますが、この場合も、通級による指導はあくまで障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的として行われることが必要であり、単なる各教科の遅れを補充するための指導とはならないようにしなければなりません。

自立活動の指導の例

【言語障害】

- ・正しい音の認知や模倣、構音器官の運動の調整、発音・発語の指導など構音の改善に関わる指導
- ・話すことの意欲を高める指導、カウンセリング等

【自閉症】

- ・円滑なコミュニケーションのための知識・技能を身に付けることを主な指導内容とした個別指導
- ・個別指導で学んだ知識・技能を音楽や運動、ゲームや創作活動などの実際の、具体的な場面で活用、適用して、実際の生活や学習に役立つようにするとともに、学校の決まりや適切な対人関係を維持するための社会的ルールを理解することなど、社会的適応に関することを主なねらいとした指導
- ・自分の感覚の特性に気づき、自分で工夫する技能等を身に付けるための指導 等

【難聴】

- ・補聴器等を適切に装用する指導、聞く態度の育成、音声の聴取及び弁別の指導
- ・日常の話し言葉の指導、語彙拡充のための指導、言語概念の形成を図る指導、日記等の書き言葉の指導 等

【注意欠陥多動性障害 (ADHD)】

- ・不注意による間違いを少なくする指導
- ・衝動性や多動性を抑える指導 等

教科の内容を取り扱った指導の例

※単なる各教科の遅れを補充するための指導ではないことに留意

【言語障害】

- 国語及び外国語又は英語
 - ・教科書の文章の音読に関し、的確な発音で、かつスムーズに行うことができるようにする指導
- 社会（及び生活又は総合的な学習の時間）
 - ・授業で、実際に作業・体験したことをまとめて発表する際に、要領よくかつ適切に話せるようにする指導

【自閉症】

- 国語
 - ・意図を読み取ることの困難さに対し、文学的な文章の中で登場人物の考えや気持ちを読み取る指導
- 生活
 - ・人間関係の形成の困難さに対し、自分の意思を伝える指導

【難聴】

- 国語（及び外国語活動又は英語）
 - ・文章を読むために必要な語彙や言語概念を身に付けるための指導
- 音楽
 - ・歌唱、楽器の演奏に関して、補聴器等を活用しながら、より適切に行うことができるようにする指導

【学習障害 (LD)】

- 国語（及び外国語活動又は英語）
 - ・読みが苦手…障害の特性に応じた読みやすくなる工夫を練習
 - ・書きが苦手…漢字の成り立ち等について学習
 - 算数・数学
 - ・計算が苦手…具体的な場面を想像して考え方を理解
 - ・推論が苦手…図形の特徴や操作の手順を言語化、視覚化
- ##### 【注意欠陥多動性障害 (ADHD)】
- 国語
 - ・漢字のへんやつくり、意味に着目して比べて違いを意識できる指導
 - 算数（数学）
 - ・文章題の必要な情報に注目できるよう練習をしてから解くようにする指導

(4) 指導時数について

障害に応じた特別の指導を教育課程に加える場合、対象となる児童生徒の全体の授業時数は他の児童生徒に比べて増加することとなります。一方、教育課程の一部に替える場合、対象となる児童生徒の全体の授業時数は増えません。通級による指導を受ける児童生徒に係る週当たりの授業時数については、当該児童生徒の障害の状態等を十分考慮して、負担が過重とならないよう配慮することが必要です。

小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）における授業時数については、年間 35 単位時間から 280 単位時間（週当たり 1～8 単位時間）程度以内の範囲で行うことを標準とすることとされています。

ただし、学習障害及び注意欠陥多動性障害のある児童生徒については、月 1 単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合があることから、年間 10 単位時間（月 1 単位時間程度）が下限となっています。

高等学校、中等教育学校（後期課程）においては、年間 7 単位を超えない範囲で在学する高等学校等が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができることとされています。

障害に応じた特別の指導

学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件（平成 5 年文部省告示第 7 号）（※平成 31 年 2 月 4 日一部改正）

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第 140 条各号の一に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。ただし、高等学校又は中等教育学校の後期課程においては、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示第 34 号）第一章第三款の 1 に規定する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間、同款的 2 に規定する専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目、同款的 3 に規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同章第四款の 4、5 及び 6 並びに同章第七款の 5 の規定により行う特別活動に替えることはできないものとする。

- 1 障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。
- 2 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第 140 条第 1 号から第 5 号まで及び第 8 号に該当する児童又は生徒については、年間 35 単位時間から 280 単位時間までを標準とし、同条第 6 号及び第 7 号に該当する児童又は生徒については、年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第 56 条の 2 等の規定による特別の教育課程について定める件（平成 26 年文部科学省告示第 1 号）に定める日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、授業時間数の合計がおおむね年間 280 単位時間以内とする。
- 3 高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間 7 単位を超えない範囲で当該高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとする。

(5) 通級による指導の実施形態

通級による指導の実施形態としては、児童生徒が在学する学校において指導を受ける「自校通級」、他の学校に週に何単位時間か定期的に通級し指導を受ける「他校通級」、通級による指導の担当教員が該当する児童生徒がいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う「巡回指導」が考えられます。各学校や地域の実態を踏まえて効果的な実施形態を選択します。

(6) 主な留意事項

① 通級による指導の対象となる児童生徒の判断

通級による指導の対象となる児童生徒については、障害の状態、特性及び児童生徒の発達
の段階、児童生徒・保護者及び専門家の意見等を踏まえ総合的に判断することが重要です。

また、通級による指導を受けている場合に、その児童生徒の障害の状態等を適切に把握し、
その変化等に応じて、柔軟に学びの場の変更を行うことができるように配慮することが必要
です。

② 担当する教師

通級による指導の担当教師は、当該学校の教員免許状を有しており、加えて、特別支援教育
に関する知識、自立活動に相当する指導に関する専門性や経験を有していることが必要です
が、特定の教科の免許状を保有している必要はありません。ただし、各教科の内容を取り扱い
ながら障害に応じた特別の指導を行う場合には、当該教科の免許状を有する教師も参画して、
個別の指導計画の作成や指導を行うことが望ましいと考えられます。

基本的には、一つの障害の種類に該当する児童生徒を担当することになりますが、当該教師
が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該
当する児童生徒を指導することができます。

③ 在籍学級との連携協力

通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教師が、児童生徒の在籍学級
(他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在籍校における在籍学級)の担任教師
との間で、定期的な情報交換を行ったり助言を行ったりするなど、両者の連携協力が図られる
よう十分配慮することが重要です。通級による指導では、在籍学級以外の場所で、他の教師か
ら指導を受けるため、その効果を上げるためにも、在籍学級における配慮は欠かせません。そ
れらを適切に行うためにも、両者間での連携協力が必要です。

④ 他校通級の取扱い

いわゆる「他校通級」の手続きや教育課程の協議等については、通級による指導を受ける児
童生徒が在籍する学校の設置者による規定等に従い、適切に行うことが必要です。

他校通級の児童生徒を受け入れる学校にあっては、当該児童生徒を自校の児童生徒と同様
に責任をもって指導するとともに、通級による指導の記録を作成し、当該児童生徒の氏名、在
籍している学校名、通級による指導を実施した授業時数及び指導期間、指導の内容等を記載
し、適正に管理することが必要です。また、当該児童生徒が在籍する学校に対して、当該記録
の写しを通知します。

⑤ 指導要録への記入

通級による指導を受けている児童生徒については、指導要録の様式2「指導に関する記録」
の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受ける学校名、通級に
よる指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を、通級による指導を担当する教員が作
成する指導の記録に基づいて、学級担任が記入します。なお、他の学校において通級による指
導を受けている場合に、当該学校からの通知に基づき記載します。

6 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用について

(1) 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用について

本県では、平成27年に「個別の指導計画等の作成及び活用について（通知）」において、特別な支援が必要な幼児児童生徒に対して、必ず個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成し、一人一人に応じた教育を計画的、組織的に進めるよう通知しています。

また、平成29年告示の小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領においては、特別支援学級在籍児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒について、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、効果的に活用することが示されました。

さらに、平成30年の学校教育法施行規則の一部改正により、特別支援学級在籍児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒について、個別の教育支援計画を作成すること、当該計画の作成に当たっては、当該児童生徒又はその保護者の意向を踏まえつつ、あらかじめ関係機関等と当該児童生徒の支援に関する必要な情報の共有を図ることが規定されました。

これらの通知や法令改正の主旨を踏まえ、各学校（園）においては、通常の学級に在籍する児童生徒を含め、特別な支援が必要な全ての幼児児童生徒に対し、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、効果的に活用してください。

個別の教育支援計画の作成と活用

広島県教育委員会（平成27年）「個別の指導計画等の作成及び活用について（通知）」

特別支援教育の推進については、平成19年4月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知に示されたとおり、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援体制の充実を図っていく必要があります。ついては、支援が必要な幼児児童生徒に対して、必ず個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成し、一人一人に応じた教育を計画的、組織的に進めていくよう、所管する学校・園等に周知してください。

・個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

文部科学省（平成29年）『小学校学習指導要領』 pp.24-25

第1章総則 第1章第4の2の(1)のエ

障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

※ 中学校学習指導要領にも同様に記載されている。

個別の教育支援計画の作成と活用

学校教育法施行規則 第134条の2

校長は、特別支援学校に在学する児童等について個別の教育支援計画（学校と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（次項において「関係機関等」という。）との連携の下に行う当該児童等に対する長期的な支援に関する計画をいう。）を作成しなければならない。

2 校長は、前項の規定により個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童等又はその保護者の意向を踏まえつつ、あらかじめ、関係機関等と当該児童等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならない。

学校教育法施行規則 第139条の2

第134条の2の規定は、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の児童又は生徒について準用する。

同 第141条の2

第134条の2の規定は、第百四十条の規定により特別の指導が行われている児童又は生徒について準用する。

(2) 個別の教育支援計画の作成・活用

障害のある幼児児童生徒は、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要です。このため、教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携するため、それぞれの側面からの取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用していくことが考えられます。

個別の教育支援計画の活用に当たっては、例えば、就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、就学前から就学时、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切です。また、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意してください。

個別の教育支援計画の作成と活用

広島県教育委員会（令和2年）「個別の教育支援計画の策定等における保護者の参画について（通知）」

（前略）しかしながら、本県の特別支援学級に在籍する児童生徒について、学校が保護者に対して個別の教育支援計画を提示していなかったという事案が複数ありました。このことは、当該児童生徒が、学校、家庭、地域で切れ目ない支援を受けられる支援体制が構築できているとは言い難い状況だと考えます。

については、個別の教育支援計画について、「特別支援教育ハンドブック No.2」（広島県教育委員会、平成20年3月）や、平成30年8月27日付け文部科学省初等中等教育局長通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」を参考に、作成に当たって保護者の意見を十分に聞くとともに、学校と保護者が支援内容等についての共通理解を図るよう、所管の学校に対し周知徹底してください。（後略）

(3) 個別の教育支援計画の保存・管理

記載された個人情報が漏えいしたり、紛失したりすることのないよう、学校内における個人情報の管理の責任者である校長が適切に保存・管理します。

なお、指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考とし、5年間保存することが文書管理上望ましいと考えられます。

(4) 個別の指導計画の作成・活用

個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものです。

したがって、個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が児童生徒の実態、各教科及び自立活動等の特質を踏まえて、指導上最も効果が上がるように工夫して作成することが大切です。また、作成した個別の指導計画が、児童生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになることから、計画(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)のサイクルにおいて、適宜評価を行い、指導目標や指導内容、指導方法を改善し、より効果的な指導を行う必要があります。

7 付録

(1) 教育課程に関するQ & A

<総合的な学習の時間の取扱いについて>

Q 1 小学校の知的障害特別支援学級において、総合的な学習の時間を設定することができますか。

A 1 総合的な学習の時間は特別支援学校（知的障害）の小学部では設けないこととなっておりますが、特別支援学級は小学校に設置された学級であることから、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えている場合であっても、可能な実態であれば設定することができます。
なお、総合的な学習の時間は各教科等と合わせて指導することはできません。

<道徳科の指導について>

Q 2 特別支援学級において、道徳科の指導を自立活動に替えて指導することができますか。

A 2 できません。必ず道徳科の指導を実施してください。

Q 3 特別支援学級において、道徳科の指導で留意することはありますか。

A 3 特別支援学校の道徳科の指導では、目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについて、小学校又は中学校に準ずることとなっておりますが、次のような独自の項目が三つ示されており、これらの事項に十分配慮する必要があるとされています。

- 1 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。
- 2 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

特別支援学級においても、これらの項目に十分配慮する必要があると考えられます。

<特別支援学校（知的障害）の外国語活動の指導について>

Q 4 特別支援学校（知的障害）の外国語活動において、指導上の配慮事項にはどのようなものがありますか。

A 4 外国語活動の指導を行う場合は、第3学年以降の児童を対象とし、国語科の3段階の目標及び内容との関連を図ることとされています。

他に、具体的な課題等を設定し、児童が外国語によるコミュニケーションにおける見方・

考え方を働かせ、コミュニケーションのよさを感じながら活動を行い、英語の音声や語などの知識を、二つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ることや、指導内容や活動については、児童の興味や関心に合ったものとし、国語科や音楽科、図画工作科などの他教科等で児童が学習したことを活用するなどの工夫により、指導の効果を高めるようにすること等の配慮事項が示されています。

<中学校特別支援学級担任が免許外教科を指導する場合>

Q 5 中学校の特別支援学級において、特別支援学級担任が免許状を有していない教科を指導することができますか。

A 5 基本的に中学校の特別支援学級において各教科を指導する場合は、当該教科の免許状が必要です。やむを得ない理由により、当該教科の免許状を有しない者が指導するためには、「教育職員免許状に関する規則（昭和43年広島県教育委員会規則第12号）」及び「免許外教科の教授担任許可に関する審査基準（平成15年4月1日広島県教育委員会）」の規定に基づき、県教育委員会の許可を得る必要があります。

なお、生徒に知的障害があり、下学年の教科の目標と内容に替えている場合又は特別支援学校（知的障害）の各教科に替えている場合は、当該免許外教科の教授担任許可は必要ありません。

また、チーム・ティーチングによる授業を実施するに当たり、補助的な役割として授業に参加する場合も、免許外教科の教授担任許可は必要ありません。

(2) 教科書に関するQ & A

<特別支援学校（知的障害）生活科の教科書について>

Q 1 特別支援学校（知的障害）の生活科の教科書として、小学校の生活（教科書）を選定することができますか

A 1 選定することはできません。

特別支援学校（知的障害）の生活科と小学校の生活科は異なる教科です。異なる教科の教科書を選定することはできません。

特別支援学校（知的障害）の生活科の教科書は一般図書の中から選定してください。

<特別支援学級における書写の教科書の取扱いについて>

Q 2 特別支援学級の国語科の教科書として書写（教科書）を選定することができますか。

A 2 教育課程に小学校の国語科又は中学校の国語科を設定した場合は、検定済教科書の国語と書写を選定しなければなりません。また、国語と書写は同学年のものを選定しなければなりません。

教育課程に特別支援学校（知的障害）の国語科を設定した場合は、国語（教科書）とし

て著作教科書（特別支援学校知的障害者用）又は一般図書を選定し、書写（教科書）を選定することはできません。

どの学校種の教科を設定するのかによって選定する教科書が決まるので、注意してください。

<生活単元学習の教科書について>

Q 3 生活単元学習の教科書を選定することができますか。

A 3 選定することはできません。

生活単元学習は、各教科等を合わせた指導という指導の形態の一つです。各教科等を合わせた指導は教科ではないので教科書を選定することはできません。自立活動や特別活動といった領域についても教科書はありません。教科書は合わせている教科について選定します。

<職業・家庭科の教科書について>

Q 4 職業・家庭科の教科書として、職業に関する一般図書と、家庭に関する一般図書の合計2冊を同時に選定することができますか。

A 4 選定することはできません。職業・家庭科の教科書として毎年1種類1冊の一般図書を選定します。

<継続使用の教科書について>

Q 5 次年度も継続使用する予定の教科書とは別の発行者の教科書が採択された場合、教科書を新たに選定することができますか。

A 5 新たに選定することはできません。

計画のとおり、既に給与された教科書を継続して使用してください。

<拡大教科書の対象者について>

Q 6 発達障害のある児童生徒に拡大教科書を選定することができますか。

A 6 視覚障害者、弱視者に相当する児童生徒であれば可能です。

また、弱視者に準ずる程度の視覚に障害のある児童生徒のうち、他の児童生徒に比べて通常の検定済教科書の文字や図形等の視覚による認識に相当程度の時間を要する等、学習に困難を来す者であって、拡大教科書又は点字教科書を使用することが教育上適当であると所管の教育委員会が認める場合も可能です。

拡大教科書の使用を検討する際、まずは、実生活における具体的な実態把握や、専門機

関や諸検査による実態把握を行います。また、座席位置の配慮、拡大コピーした資料の提供、音声教材やデジタル教科書等の活用等の合理的配慮を実施します。それでも学習が困難であれば、拡大教科書の使用を検討します。拡大教科書は通常の教科書に比べて、大きさやページ数、冊数などが異なりますので、実際に学習で使用して使いやすいか、進学後も使用し続けるか、持ち運びはどうするかなど、実際に使用する見通しをもつことが大切です。拡大教科書の使用を検討するに当たって、広島中央特別支援学校のセンター的機能や教育相談を活用することもできます。

拡大教科書相談窓口

県教育委員会では拡大教科書の使用の手続きや製作に関すること、拡大教科書に関する各種情報の収集など、拡大教科書に関する御相談、お問合せに応じています。

拡大教科書相談窓口 広島県教育委員会学びの革新推進部特別支援教育課
電話番号 082-513-4982
電子メール tokushikyoku@pref.hiroshima.lg.jp

<障害の状態が変化した場合について>

Q 7 小学校第1学年の知的障害のない肢体不自由の児童に小学校の生活(教科書)(上)(下)を給与しました。その後、児童が視覚障害者となった場合、小学校の生活(教科書)(上)(下)の拡大版を新たに給与することができますか。

A 7 障害の状態が変化したので、拡大版の教科書を給与することができます。このような場合は、まず、市町教育委員会に相談してください。

<教科書の選定し直しについて>

Q 8 知的障害のある幼児が来年度、小学校の特別支援学級に入級することになったので、入学後に使用する教科書を選定し、8月に需要数を報告しました。しかし、その後の実態把握により、選定した教科書は幼児の実態に応じていないことが分かりました。入学まで2ヶ月余りしかありませんが、教科書を選定し直すことはできますか。

A 8 選定し直すことができます。

幼児の実態に応じた教育課程を編成し、市町教育委員会が採択した教科書の中から、適切な教科書を選定し直さなければなりません。このような場合は、まず市町教育委員会に相談してください。

<教育課程に編成していない教科の教科書について>

Q 9 中学校の特別支援学級で教育課程に職業・家庭科を設定した生徒に中学校の技術・家庭科の技術分野(教科書)・家庭分野(教科書)を選定することはできますか。

A 9 教育課程に技術・家庭科を設定していない生徒に対して、技術・家庭(教科書)を選定することはできません。

<後期用教科書の給与について>

Q10 特別支援学級の児童に対して小学校第3学年算数（教科書）（上）（下）を2年間で使用することとして、（上）を第3学年の4月に、（下）を第4学年の4月に給与することができますか。

A10 特別支援学級の児童に対して、後期用の教科書である算数（下）を前期（4月15日まで）に給与することはできません。この場合、（上）は前期用として第3学年の4月に、（下）は後期用として第3学年の9月に給与してください。

<教科書の使用義務について>

Q11 特別支援学校（知的障害）小学部の生活科を設定して、教科書を給与しないことができますか。

A11 教科書の使用義務があるため、1種類1冊（点）は必ず給与し、使用してください。

<一般図書選定の参考について>

Q12 一般図書を選定する際に、参考となるものはありますか。

A12 広島県教育委員会ホームページ「ホットライン教育ひろしま」の特別支援教育のサイトに、これまでに県教育委員会が作成した教科用図書選定資料を掲載しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/07challenge-senteishiryou-index.html>

また、所有している教科書を閲覧できるようにしている県立特別支援学校があります。詳しくは県立特別支援学校にお尋ねください。

<道徳科の教科書について>

Q13 知的障害特別支援学級において、道徳科の指導を全て「各教科等を合わせた指導」で実施しているため、時間割に「道徳」の時間がありません。その場合でも道徳科の教科書を給与しなければならないのですか。

A13 その場合も必ず道徳科の教科書を給与し、授業の中で適切に使用してください。